

別紙 2

認定所得金額の算定方法・収入基準額
(高等学校奨学金 [学力基準なし])

高等学校奨学金の申請に当たっては、次のⅠで算定される認定所得金額が、Ⅱで算定される収入基準額以下でなければならない。

Ⅰ 認定所得金額の算定方法

認定所得金額とは、1年間の収入金額について、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算出した額を合計して算定する。

1 給与所得の場合

- ・ 所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額を認定所得金額とする。
- ・ 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて認定所得金額を算出する。

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 俸給、給与、賞与 | ⑤ 専従者給与 |
| ② 貸金 | ⑥ 年金（恩給、老齢年金、遺族年金等） |
| ③ 役員報酬 | ⑦ 扶助費・傷病手当 |
| ④ 歳費 | |

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を認定所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合

「給与所得」と給与所得以外の所得を次の換算表により算出した「給与収入換算金額」の合計額を認定所得金額とする。

なお、給与所得、給与所得以外の額及びその換算額は、すべて万円未満を切り捨てて算出する。

【給与所得者以外の給与収入換算表】

給与所得以外の額	給与収入換算金額
0万円 ～ 360万円	(給与所得以外の額 + 18万円) × 10/7
361万円 ～ 660万円	(給与所得以外の額 + 54万円) × 10/8
661万円 ～	(給与所得以外の額 + 120万円) × 10/9

Ⅱ 収入基準額の算定方法

収入基準額は、下記1又は2の世帯基準額に、3の特別加算額を加えて算出する。

どちらの世帯基準額を適用するかは、①～③のとおりとする。

- ① 給与所得の場合は、1の表を適用する。
- ② 給与所得以外の場合は、2の表を適用する。
- ③ 給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与収入と給与収入換算金額（給与以外）を比較し、適用する表は次のとおりとする。
 - ア 給与収入の方が大きい場合は、1の表を適用する。
 - イ 給与以外の所得の方が大きい場合は、2の表を適用する。

1 給与所得の場合

区分	世帯基準額			
	2級地-1	3級地-1	3級地-2	
世帯人員	1人	227万円	199万円	191万円
	2人	301	265	255
	3人	373	330	316
	4人	449	399	381
	5人	526	469	448
	6人	587	524	500
	7人以上を 加算する額	58	53	50

級地の分類

2級地-1	鹿児島市
3級地-1	阿久根市・奄美市・出水市 いちき串木野市・指宿市 伊佐市・鹿屋市・霧島市 薩摩川内市・垂水市 西之表市・日置市・枕崎市 南さつま市・姶良市
3級地-2	上記以外の市町村

2 給与所得以外の場合

区分	世帯基準額			
	2級地-1	3級地-1	3級地-2	
世帯人員	1人	141万円	121万円	116万円
	2人	193	168	161
	3人	244	213	203
	4人	305	265	251
	5人	367	321	304
	6人	416	365	346
	7人以上を 加算する額	53	40	40

級地の分類

2級地-1	鹿児島市
3級地-1	阿久根市・奄美市・出水市 いちき串木野市・指宿市 伊佐市・鹿屋市・霧島市 薩摩川内市・垂水市 西之表市・日置市・枕崎市 南さつま市・姶良市
3級地-2	上記以外の市町村

3 特別加算額

世帯基準額に加算できる特別加算額は、次の「特別加算額表」による。

【特別加算額表】

区分	加算できる対象者	加算額		必要な書類
		2級地	3級地	
母(父)子 世帯	児童1人の場合	26万円	24万円	
	児童2人の場合	28	26	
	3人以上の児童1人につき加える金額	1	1	
障害者	身体障害者障害程度等級表の1, 2級に該当する者等	30	28	障害者手帳(写し)又は療育手帳(写し)等
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	20	18	

(注) 児童とは、児童福祉法における満18歳に満たない者をいう。

前記Ⅰで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{Ⅰ 認定所得金額} \leq \text{Ⅱ 収入基準額} = \text{世帯基準額} + \text{特別加算額}$$

Ⅲ 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者(父母等)は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を同一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。(同一世帯員のうち、次の①～③以外の者にも所得がある場合、その者に関する証明書等の提出は不要。)

- ① 父母がともにいる場合は、父及び母の各々の証明書等各1通を添付(父母連名の証明書1通は不可)
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者(2人いれば2人それぞれ)

所得区分	必要な証明書等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。(注)①参照
2 年金所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの年金額等及び課税額を証明するもの) ※ 非課税となる年金(障害年金・遺族年金等)を受給している場合、次のいずれかの証明書を添付すること。 ◆ 令和5年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は令和5年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)(令和5年分の支給額が記入されているものに限る。)
3 失業中の場合 (令和5年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ※ 次のいずれかの証明書を添付すること。 (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本)又は現況届(原本)等 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 (令和5年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書(原本) 【会社等発行の別紙様式5又は会社等独自の様式】
5 1～4, 6以外の場合 (令和5年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの)
6 生活保護受給世帯の者 (家族全員が生活保護の認定を受けている場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和5年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 生活保護受給証明書(原本)【市町村役場又は福祉事務所発行】